◎新潟県告示第1344号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成26年9月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松之山東川字和田270番1から 同市松之山橋詰字壱枚田344番1まで	新	11.7~95.4メートル	1,668.9メートル
十日町市松之山下鰕池字大峯369番1から 同市松之山橋詰字壱枚田344番1まで	田	(A) 4. 9∼56. 8メートル	1,734.5メートル
十日町市松之山東川字和田270番1から 同市松之山橋詰字壱枚田344番1まで		(B) 13. 0∼93. 0メートル	1,668.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。